

別表 1（第 4 条関係）

落札者決定基準

1 総合評価の方法

総合評価落札方式においては、次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて、著しく不相当であると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の入札者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者としてすることができるものとする。

- (1) 総合評価点の算出方法は、次のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

- (2) 価格評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

$$\text{価格評価点} = 60 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

[小数点第 4 位切捨て]

入札価格又は予定価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下、「入札価格」又は「予定価格」という。）とする。

ただし、入札価格が予定価格に 10 分の 7.5 を乗じた価格（以下、「基準価格」という。）を下回る者については、算式中の「入札価格」を「基準価格」と読み替えて価格評価点を算出するものとする。

- (3) 技術評価点の算出方法は、次の算式により求めるものとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{ 点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

[小数点第 4 位切捨て]

- (4) 落札となるべき同点の総合評価点を得た者が複数あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

2 評価項目について

(1) 技術評価点を算出するための基準

総合評価落札方式における評価項目は次のとおりとし、必要に応じヒアリングを行うことができるものとする。

分類	評価項目	評価区分	配点
実施方針	(1)業務理解度 (第2号様式)	【1次調査の解析において、空洞の可能性がある異常信号を抽出する方法、工夫について記述する。】 ・業務に関する知識が深く、理解度が高い場合に優位に評価する。	4
	(2)実施手順の妥当性 (第3号様式)	【空洞調査の実施手順、取組み姿勢について記述する。】 ・調査の手順が適切であり、実施体制・安全管理・取組み姿勢等の工夫が見られる場合に優位に評価する。	5
	(3)工程計画の妥当性 (第4号様式)	【各工程の作業期間を示し、その設定の考え方（作業量など）について記述する。】 ・各工程の作業期間が適切であり、工夫が見られる場合に優位に評価する。	3
	(4)業務上配慮すべき事項の適切性 (第5号様式)	【業務を実施するにあたり、配慮すべき事項、提案について記述する。】 ・過年度調査や現場条件（交通状況、地域特性等）を踏まえた調査方法及び調査結果（陥没危険度の評価、過年度の異常箇所との比較等）に関する見解、提案などが適切であり、工夫が見られる場合に優位に評価する。	6
	(5)調査機器類の精度管理の適切性 (第6号様式)	【使用する調査機器類の精度・性能などの確認、管理方法について記述する。】 ・精度、性能などの確認や管理方法が適切であり、工夫が見られる場合に優位に評価する。	3
小計1			21
企業の評価	(1)過去10年の同種業務履行実績 (第7号様式)	過去10年に完了した国、地方公共団体の業務履行実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の履行実績が5件以上有る。 ② 同種業務の履行実績が3件以上有る。 ③ 同種業務の履行実績が1件以上有る。 ④ 同種業務の履行実績がない。	① 3 ② 2 ③ 1 ④ 0
	(2)同種業務履行実績の規模 (第7号様式)	過去10年に完了した国、地方公共団体の業務履行実績のうち、業務規模を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の履行実績1件の調査延長が100km以上有る。 ② 同種業務の履行実績1件の調査延長が50km以上有る。 ③ ①②以外。	① 2 ② 1 ③ 0
	(3)建設コンサルタント登録状況 (第8号様式)	下記の順位で評価する。 ① 土質及び基礎、道路の双方で登録が有る。 ② 土質及び基礎、道路の一方で登録が有る。 ③ ①②以外。	① 2 ② 1 ③ 0
	(4)ISO9001取得状況 (第8号様式)	下記の順位で評価する。 ① 取得有り。 ② 無し。	① 1 ② 0
小計2			8

3 配置 予定 技術 者の 評価	(1) 主任技術者が過去10年に従事した業務履行実績 (第9号様式)	過去10年に完了した国、地方公共団体の業務履行実績を下記の順位で評価する。 ① 主任技術者として従事した同種業務が2件以上有る。 ② 主任技術者として従事した同種業務が1件有る。 ③ 担当技術者として従事した同種業務が1件以上有る。 ④ 同種業務の履行実績がない。	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 0
	(2) 主任技術者資格保有状況 (第9号様式)	下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」又は「建設－道路」）の資格を有する。 ・技術士（建設部門「土質及び基礎」又は「道路」）の資格を有する。 ② R C C M（土質及び基礎部門又は道路部門）を有する。 ③ 地質調査技師を有する。 ④ ①②③以外。	① 4 ② 2 ③ 1 ④ 0
	(3) 担当技術者資格保有状況 (第10号様式)	担当技術者のうち1名について、下記の順位で評価する。 ① ・技術士（総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」又は「建設－道路」）の資格を有する。 ・技術士（建設部門「土質及び基礎」又は「道路」）の資格を有する。 ・R C C M（土質及び基礎部門又は道路部門）を有する。 ② 地質調査技師を有する。 ③ ①②以外。	① 2 ② 1 ③ 0
小計3			1 1
合計			4 0

(2) 上記(1)の評価にあたっては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 「1 実施方針」の評価については、記述内容を評価区分により加点する方法とする。ただし、配点を上限とする。

イ 「1 実施方針」の評価にあたり、以下に該当する技術資料を提出した者は、不適切な内容とみなし欠格とする。

(ア) 評価項目に対応した内容の記述が全く無い場合、又は明らかに不適切な内容と判断される場合。

(イ) 誹謗中傷、各種法令違反、事実と反する虚偽の記述がある場合。

ウ 「1 実施方針」の記載において、様式に示された条件に適合しない場合及び曖昧な表現の場合は評価しないこととし、該当する評価項目の得点は0点とする。

エ 「2 企業の評価」、「3 配置予定技術者の評価」の過去10年の履行実績とは、告示日の年度を含む10年度前の業務から告示日までのものをいう。

オ 「2 企業の評価」、「3 配置予定技術者の評価」の業務履行実績とは、国又は地方公共団体（特別区を含む）との契約により行われたもので、再委託による業務を除くものとする。

- カ 「2 企業の評価」、「3 配置予定技術者の評価」の同種業務とは、路面下空洞探査車による空洞探査業務をいう。なお、類似業務とは、レーダー探査による空洞探査業務をいう。
- キ 「2 企業の評価」の調査延長とは、路面下空洞探査車の車道部における1次調査延長をいう。